

洞鳴の滝ふれあい館使用（変更・取消し）許可申請書

佐賀市洞鳴の滝ふれあい館条例第4条、第6条の規定により、次のとおり使用（変更・取消し）の許可を申請します。

令和 年 月 日

申請者の住所

団体名

氏名



職業

電話

(あて先)佐賀市長

1. 使用の目的 環境に関する学習・研究等
地域の活性化に関する集会等
その他（ ）
2. 使用期間 令和 年 月 日 午前・午後 時 分から
令和 年 月 日 午前・午後 時 分まで
3. 使用の場所 多目的室
広場
4. 使用人員 人程度
5. 使用料 多目的室 150円 × 時間 = 円
広場 150円 × 時間 = 円
合計 円
免除
佐賀市洞鳴の滝ふれあい館条例施行規則第9条第1項 号により、免除申請いたします。
減額
佐賀市洞鳴の滝ふれあい館条例施行規則第9条第1項6号により、減額申請いたします。
6. 遵守事項 佐賀市洞鳴の滝ふれあい館条例施行規則第10条を遵守して適切に使用します。

◎使用の変更及び取消しについて

使用の変更及び取消しにつきましては、佐賀市洞鳴の滝ふれあい館条例施行規則第6条の規程により、変更及び取消し申請をして許可を受けることになっています。

◎使用料の減免について

使用料の免除及び減額につきましては、佐賀市洞鳴の滝ふれあい館条例施行規則第9条の規程により決定するものとなっています。

※佐賀市洞鳴の滝ふれあい館条例施行規則抜粋

第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用を変更し、又は取り消そうとするときは、許可申請書に許可書を添付して市長に提出し、その許可を受けなければならない。

第9条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 国、県、市等の行政機関が主催する行事のために使用する場合 全額
- (2) 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が学校行事として使用する場合 全額
- (3) 市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所が保育所の行事として使用する場合 全額
- (4) 環境に関する学習又は研究を目的として使用する場合 全額
- (5) 本市における活力ある地域づくりに寄与するため、市長が必要と認めた場合 全額
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める場合 市長が認める額